

公示 第516号

令和3年3月1日

被保険者各位

東洋水産健康保険組合
理事長 三輪 一雄



令和3年度 任意継続保険料の計算に用いる標準報酬月額等級について

令和3年度任意継続保険者の保険料に係る標準報酬月額等級等を、
下記の通り公示します。

記

- | | | |
|----|--------------------------|---|
| 1. | 令和2年9月末 平均標準報酬月額 | 412,084円 |
| 2. | 1. の平均標準報酬月額が属する標準報酬月額等級 | 27等級
(395千円以上425千円未満) |
| 3. | 2. の等級の標準報酬月額 | 410,000円 |
| 4. | 3. に係る保険料の額 | 健康保険料 44,714円
介護保険料 7,052円
<hr/> 合計金額 51,766円 |

以上